

「ホームセオレガメ等」新規指定種の生体の登録申請について

登録申請を行う場合は、事前にお電話でお問い合わせください

「もしも」に備えて登録できるように、新規指定種を飼育されている方は
2026年3月4日以前から飼育していたことの証明をご準備されることをお勧めいたします

この度、国際希少野生動植物種に指定される「ホームセオレガメ等」は、2026年（令和8年）3月5日（木）以後、無登録での取引が禁止されます。既に飼育している個体をご自身が飼い続けることには影響しませんが、売買のみならず、誰かに預けたり、引き取ってもらったりすることも有償無償問わず規制されます。規制適用日前から飼育している場合など、一定の条件を満たす個体は、「登録」を行うことで取引が可能となります。ただし、登録の際には、申請者が個体を「規制適用日前（2026年3月4日以前）」に入手したことを証明するための書類（確認書類）が必要となります。また、今回指定される哺乳類・鳥類・爬虫類は全種がマイクロチップの挿入による個体識別措置が必要となります。

登録要件確認書類

- ① 輸入時の通関書類（申請者本人が自ら輸入した場合）
- ② 仕入れ、購入時の納品書・領収書
- ③ 動物愛護管理法における生体販売説明書・確認書
- ④ 販売証明書
- ⑤ 診断書（2026年3月4日以前の診療記録に基づくもの）

※ 提出書類については全ての記載事項が正しく記述されている必要があります。

詳しい記載内容については次のページをご参照ください。

上記のうち少なくともいずれかの書類が必要となります。個体を入手したときの書類を紛失した、販売店が閉店してしまっていて連絡がとれない、現在所有する書類の記載内容が不十分、といった場合には、2026年3月4日までに獣医師の診断を受け、対象となる個体の診断書を作成することもご検討ください。

2026年3月4日以前に国内で繁殖（卵から孵化）した個体については、

以下の⑥、⑦の書類が両方とも必要となります。

（※2026年3月5日以後に繁殖（孵化）した場合は手続きが異なります。詳細については電話でお問い合わせください。）

- ⑥ 繁殖の経緯を詳細に説明した文書および写真（両親の規制前取得証明書類を含む）
- ⑦ 診断書（2026年3月4日以前の診療記録に基づくもの）

※ 繁殖の経緯が確認できない個体は登録できません。

繁殖の経緯を詳細に説明した文書および写真の内容については、お電話にてご相談ください。

なお、審査の過程で登録に必要な情報の事実関係を確認するため、上記以外の書類の提出をお願いすることや、複数の確認書類の提出を求める場合があります。

また、環境省職員による現地確認等を実施することがあります。

「確認書類」以外の申請書類、記入例などについては当センターHPをご覧ください。

トップ > 各種サービス > 国際希少種登録 > 手続きの案内 > 個体登録に関するもの
>国内において規制適用日前に取得された個体等の申請方法

○掲載ページアドレス：<http://www.jwrc.or.jp/service/cites/regist/kotai/2.htm>

確認書類について

① 通関書類

申請者本人が輸入者の場合に提出。

- ・「輸入公表三の7の(3)に基づく輸入に関する確認申請書」の表面と裏面（通関を証するもの）
- ・「輸入許可通知書」または「輸入（納税）申告書」（通関を証するもの）
- ・原産国の「輸出許可書」

② 納品書・領収書 ③生体販売説明書・確認書

申請者が個体購入時に入手した書類。

登録申請に必要な記載事項が全て正しく記述されていること。

- ・種名
- ・個体数
- ・販売年月日
- ・購入者の氏名（フルネーム）、購入当時の住所
- ・販売店の名称、所在地、電話番号
- ・販売店の代表者の肩書と氏名（フルネーム）
- ・販売店の社印もしくは代表者印の押印

④ 販売証明書

販売店が作成する、規制適用日前に申請者に当該個体を販売したことを証明する書類。

登録申請に必要な記載事項が全て正しく記述されていること。

②、③の記載事項に以下の内容を追加したもの。

- ・書類作成者の氏名（フルネーム）
- ・書類作成者の押印
- ・販売証明書の作成年月日

⑤ 診断書

獣医師が作成する、規制適用日前に当該個体を診療したことを証明する書類。

規制適用日前に申請者自身が獣医師へ個体を受診させている必要があります。

- ・種名
- ・個体数
- ・診療年月日
- ・診療内容（個体ごとに必要）
- ・個体を受診させた飼い主の氏名（フルネーム）、診療時の住所
- ・診療をした病院の名称、住所、電話番号
- ・診断書を作成した獣医師の氏名（フルネーム）
- ・診断書を作成した獣医師の押印
- ・診断書の作成年月日

2026年（令和8年）3月5日（木）以後の規制について

○飼育や所持の規制ではありません

2026年3月4日以前から法令を遵守し適切に所有している個体を、所有者が今後も飼い続ける（所持し続ける）場合は、登録の必要はありません。

○譲渡し等（売る・買う・あげる・もらう・預ける・預かる、などの行為）を行う場合は登録が必要となります

有償無償を問わず、譲渡し等を行う場合は、登録（登録票）が必要です。

○販売・頒布目的での陳列や広告をする場合も登録が必要です

販売・頒布のために陳列や広告をする場合も登録が必要です。

登録を受けていない個体について、「〇〇予約受付中。登録後にお渡しします。」などと販売広告することや、次の飼い主をインターネットやSNSなどで募集することも違法です。

また、販売・頒布目的で陳列をする場合は、個体とともに登録票を備え付ける必要があります。インターネットも含めて、広告の際には、「登録記号番号」「登録年月日」「登録の有効期間の満了日（生きている個体に限る）」を表示する必要があります。

【罰則】

違法な譲渡し等

個人：5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科

法人：1億円以下の罰金

違法な陳列又は広告

個人：1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科

法人：2000万円以下の罰金

不正な手段での登録又は更新を受けた

個人：5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科

法人：1億円以下の罰金

●登録申請にはお時間がかかります

新規指定種については2026年3月5日以後に登録申請ができますが、直後は混み合うことが想定されます。ご申請者皆様のご理解、ご了承の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

○2026年（令和8年）3月5日（木）の主な追加指定種

学名	和名等	(参考) 呼ばれることがある名称
<i>Caribicus warreni</i>	ワレンギャリワスプ	ワーレンギャリワスプ、ハイチギャリワスプ
<i>Kinixys homeana</i>	ホームセオレガメ	

マイクロチップの挿入について

生体の登録には、マイクロチップまたは脚環（鳥類のみ）による個体識別措置が義務付けられている種があります。個体識別措置の内容は種により異なります。

2026年3月5日の主な追加指定種の生体に関する個体識別措置の義務については、以下のとおりです。

和名	個体識別措置の内容
ワレンギャリワスプ	マイクロチップによる個体識別措置が必要
ホームセオレガメ	マイクロチップによる個体識別措置が必要